

令和7年第2回定例会(令和7年6月25日)

観光建設水道委員会委員長（阿部 真一 委員長）

去る6月12日の本会議において、観光建設水道委員会に付託を受けました「議第44号 令和7年度別府市一般会計補正予算（第1号）」関係部分ほか3件について、委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果についてご報告いたします。

初めに、「議第44号 令和7年度別府市一般会計補正予算（第1号）」関係部分についてであります。

観光課関係部分では、鉄輪地区のオーバーツーリズムによる交通渋滞を緩和し、安全かつ快適に利用できる環境を確保するため、鉄輪地区西側（山地獄前）に有料駐車場を整備しようとするものとの説明がありました。

委員から、今回駐車場を整備することとなった経緯に関する質疑に対し、当局から、連休等の観光シーズンにおいて鉄輪地区で交通渋滞が発生しており、地域団体との意見交換の場や市民からの複数の問い合わせにおいて駐車場整備の要望があったこと等から、市として整備が必要と判断したとの答弁がありました。

また、別の委員から、渋滞時には生活道路が機能しておらず、地元住民が苦慮している状況を踏まえ、市が引き続き対策を講じるだけでなく、近隣の観光施設が経営状況によっては、独自で駐車場を借りることについても十分協議するよう要望がありました。

また、別の委員から、駐車場の出入口の場所及び稼働開始時期について質疑があり、当局より、設計はこれからであるが、出入口の場所は重要であることから、極力渋滞を引き起こさないように考えていくとともに、年末年始の時期までには稼働できるよう進めていきたいとの説明がありました。

最終的に、「議第44号 令和7年度別府市一般会計補正予算（第1号）」関係部分の採決におきましては、当局の説明を適切妥当と認め、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、2件の条例議案についてであります。

初めに、「議第50号 別府市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について」では、市営中原住宅を用途廃止することに伴い、条例を改正しようとするものであるとの説明がありました。

続きまして、「議第51号 別府市布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部改正について」では、建設業法施行令の一部が改正され、条例が引用する条項に移動が生じたことに伴う条例改正であるとの説明がありました。

以上2件の条例議案の採決におきましては、当局の説明を了とし、全員異議な

く、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

最後に、その他議案 1 件についてであります。

「議第52号 令和 7・8 年度旧平尾邸の施設整備等に関する協定の締結について」は、旧平尾邸の設置及び管理に関する条例の制定、指定管理者の指定に係る議決及び旧平尾邸施設整備に関する基本合意書等に基づき、旧平尾邸施設整備等に関する協定の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求めようとするものであり、当局より、資料を用いて、協定の相手方である B－b i z L I N K の企画力やスピード感などを踏まえ、より地域の実情にあった観光地域拠点を整備していきたい旨の説明ののち、るる質疑がありました。

まず、貴重な財産である平尾邸の整備をどのように進めていくかという委員の問いに対し、当局より、これから詳細設計に入っていくため、歴史的価値を高めるような手法を市も関与しながら検討し進めていきたいとの答弁がありました。

また、協定の金額が高額であり、地域住民の関心も高いこと等を踏まえ、複数の委員から、市民や議会に対して詳細な報告が必要ではないかといった要望があり、当局から、事業を進めるに当たっては、適宜、市民や議会への報告を行うとともに、地域の財産となるよう整備を進めていきたいとの答弁がありました。

また、複数の委員より協定書の内容について、市への報告について記載があるが議会への報告についても盛り込むべきではないかといった意見がありました。

さらに、他の委員から、旧平尾邸は、市が寄付を受けたものであり、最終的には市に引き渡される財産である。また、今回の整備事業等は、公共工事であることを鑑み、今後の工事においては、下請け事業者との契約を含め、透明性を確保すること、また、設計、施工管理においては市の関係部署と綿密な連携を図る必要がある、観光課が中心となり、体制を構築することといった要望がありました。

これら委員からの意見・要望を受け、本委員会として「旧平尾邸の施設整備については、その進捗に応じて適宜所管の常任委員会をはじめ議会に報告すること」を求め、最終的に、採決の結果、当局の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上が、当委員会に付託を受けました議案に対する審査の経過と結果についての報告であります。

何とぞ、議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。